

財政健全化比率及び資金不足比率を公表いたします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月公布され、地方公共団体は毎年度、財政健全化比率と資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告し、住民に公表することが義務づけられたことに伴い公表するものです。

1. 財政健全化比率

(単位:%)

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	赤字額なし	赤字額なし	6.9	28.2
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

早期健全化基準及び財政再生基準とは国の定める基準で、どれかひとつでもこの基準以上になると、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2. 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	水道事業会計	下水道事業特別会計	農業集落排水処理事業特別会計
平成20年度	不足額なし	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模(標準的な収入)に対する割合

連結実質赤字比率

全部の会計の実質赤字額の標準財政規模(標準的な収入)に対する割合

実質公債比率

一般会計等における公債費や公営企業の公債費に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの標準財政規模(標準的な収入)に対する割合

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき公営企業・一部事務組合等も含めた実質的な負債の標準財政規模(標準的な収入)に対する割合

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合